

平成28年10月18日

報道機関各位

青森県県土整備部建築住宅課

青森県住宅政策検討委員会(第4回委員会)の開催について

県では、現行の青森県住生活基本計画の改定にあたり、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針、目標その他の事項を検討するため、本年2月に標記委員会を設置しました。この度、第4回委員会を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

記

1. 日時 平成28年10月26日(水) 午前10時00分から
2. 会場 ウェディングプラザアラスカ 3階 エメラルドの間
3. 検討内容 青森県住生活基本計画改定に係る計画素案について
(別添次第参照)
4. 添付資料 ① 青森県住宅政策検討委員会(第4回委員会)次第(案)
② 青森県住宅政策検討委員会設置要綱

報道機関用提出資料	
担当課	県土整備部建築住宅課
担当者	住宅企画グループ 加藤
電話番号	直通:017-734-9695 内線:6804
報道監	元永 県土整備部理事

青森県住宅政策検討委員会（第4回委員会）

日 時：平成28年10月26日（水）午前10時から
場 所：ウエディングプラザアラスカ 3階
エメラルドの間

次 第（案）

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 事
 - (1) 第3回委員会の議事報告等
 - (2) 計画素案の検討
 - ① 第3回委員会における意見及び対応方針について
 - ② 戦略プロジェクトの追加について
 - ③ 青森県住生活基本計画（素案）について
 - ④ その他
- 4 閉 会

○配布資料

- 資料1：第3回委員会における意見と対応
- 資料2：戦略プロジェクト（追加分）について
- 資料3：青森県住生活基本計画（素案）について

参考資料1：第3回委員会議事要旨

青森県住宅政策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 県民の豊かな住生活の実現を図ることを目的として、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画(「青森県住生活基本計画」)を策定するために、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針、目標その他の事項を検討する青森県住宅政策検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 住宅政策の基本的な方針に関すること。
- (2) 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標に関すること。
- (3) 住生活の安定の確保及び向上の促進に必要な住宅施策に関すること。
- (4) その他、青森県住生活基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会にワーキンググループを置く。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、県土整備部建築住宅課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月25日から施行し、平成29年3月31日をもって廃止する。

別表

青森県住宅政策検討委員会 委員名簿

所 属	職 名	氏 名
<委員長> 弘前大学大学院地域社会研究科	研究科長・教授	北原 啓司
東北大学災害科学国際研究所	教授	岩田 司
八戸工業高等専門学校産業システム工学科	准教授	馬渡 龍
<副委員長> 青森県住宅リフォーム推進協議会 (一般社団法人 青森県建築士会)	会長 (会長)	川島 芳正
青森県建設組合連合会	会長	山口 金一
青森県居住支援協議会 (公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会)	居住支援部会長 (副会長)	中川 隆司
十和田市健康福祉部高齢介護課	課長	長瀬比佐子
一般財団法人 青森地域社会研究所	常務理事	竹内 紀人
フリーアナウンサー	(弘前市子育て支援員)	増田由美子